

農政産業観光委員会会議録

日時 令和8年3月9日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午前11時37分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 流石 恭史
副委員長 中村 正仁
委員 水岸富美男 宮本 秀憲 久嶋 成美 伊藤 毅
清水喜美男 久保田松幸 佐野 弘仁

説明のため出席した者

農政部長 樋田 洋樹 農政部理事 切刀 徹 農政部次長 鈴木 豪
農政部技監 雨宮 真一 農政部技監 茂手木 知
農政総務課長 岩淵 基 担い手・農地対策課長 野呂瀬 仁
販売・輸出支援課長 柳澤 幸喜 農業技術課長 手塚 順一郎
果樹・6次産業振興課長 武井 森彦 畜産課長 相川 忠仁
食糧花き水産課長 對木 啓介 農村振興課長 佐々木 斉
耕地課長 原田 武

議題

（付託案件）

第21号 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等中改正の件
第43号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

（調査依頼案件）

第27号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要 午前10時00分から午前11時37分まで農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※調査依頼案件

※第27号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究事業費について）

中村副委員長 58ページにわたり、大変多くの事業を進めていただいております。私自身、農業振興を政策のメインとして取り組んでいますので、皆さんには非常に感謝しております。その中で、今回は厳選して、1点質問させていただきます。

農3ページ、県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究事業費について質問をさせていただきます。

先ほど岩淵課長から、生産量の少ない、特色がある県産農産物の消費拡大に向け、効率的な流通体制の調査研究を行うための事業であるとの説明がありました。私自身、多様な県産食材を生かし、観光や食文化の魅力を高めていくためには、県産農産物の流通を活性化させることが大変重要であると認識しております。

特に、農家の方々が物流業者などと連携し、少量であっても柔軟に流通できる体制が確立されれば、需要と供給がスムーズにつながり、消費拡大にもつながるものと大いに期待しております。こうした観点から、この事業を進めるにあたり、どのような課題認識を持っているのか、お伺いいたします。

岩淵農政総務課長 県産農畜水産物の小ロット流通につきましては、生産量が少ないことに加え、収穫時期による変動も大きいと、市場に対して安定した出荷量を確保することが難しいという課題がございます。さらに、少量での個別配送が中心となり、小口で非効率な流通となるため、物流コストが増大するという課題もあります。加えて、生産者が提供できる量や時期と、利用者が求める量やタイミングが十分に共有されずに、需要と供給のミスマッチが生じている実態もあると考えております。

このような課題が重なることで、現状では、小ロットの県産食材が十分に活用されていない状況にあるものと認識しております。

中村副委員長 特に現在、流通業界においては、人手不足の深刻化や、規制をはじめとする制度面の影響などにより、非常に厳しい状況にある中で、農業の現場の声もしっかり聞き入れて取り組んでいただいていることに対し、非常に感謝いたします。

その中で、これらの課題を踏まえて、県として、この事業を今後どのように具体的に進めていくお考えなのか、教えてください。

岩淵農政総務課長 本事業では、まず、有機野菜、チーズ、山菜やキノコなどの品目ごとに生産量や出荷時期、現状の取扱量、配送条件、コスト構造などの調査研究を行ってまいります。その上で、生産者、利用者、そして流通事業者の3者が連携して取り組めるよう、共同配送や集荷拠点の活用、また、受発注を合理化するためのデジタルツールの導入など、現場で確実に活用できる物流モデルを構築していきます。

さらに、構築したモデルにおいて、抽出した品目や地域で小規模な実証を行い、運用の課題や改善点の検証を踏まえ、コストと運用の両面から実用的な流通体制を検討してまいります。

中村副委員長 データの活用について、特に先ほど、デジタルツールというお話がありましたが、こうした新たな取組につきましては、私としてもぜひ応援したいと思います。

今回の実証を通じて得られた知見は、将来の体制づくりにしっかりと生かしていくことが重要だと感じておりますが、今回の取組を今後、次の段階としてどのように進めていくのか、お聞かせください。

岩淵農政総務課長 委員御指摘のとおり、実証で終わらず、将来的に持続的な流通体制へと結びつけていくことが大変重要であると認識しております。

今回の実証では、共同配送による効果やコスト削減の程度、運用上の課題、宿泊飲食事業者の受入状況などを実際のデータとして把握してまいります。定時配送や集荷拠点、受発注システムを実際に運用できる形に具体化し、こうした取組が定着すれば、新たなマーケットの創出が進展し、有望な県産食材の活性化に加え、市場の活用が一層進むことにもつながります。

県といたしましては、地域の魅力を備えた食材が確実に消費者へ届く仕組みをつくることで、生産者の収益機会の拡大と、観光や食を通じた地域の魅力向上にしっかりと取り組んでまいります。

中村副委員長 実は私、昨日、福祉施設や子ども食堂の団体を支援する農家の方と一緒に、モロコシの種の植え付けの事業に参加させていただきました。その農家の方は、ボランティアとして取り組まれており、単に食物を寄附するのではなく、食育の一環として、子供たちに農産物が育ち、食卓に届くまでの一連の流れを理解してもらいたいという思いのもと、今回、初めて事業を実施されたと伺いました。私自身、その取組に触れる中で、農家の方が、山梨県の教育や食育といった様々な分野において、協力していただいているということを改めて実感し、農業振興に力を入れたいと強く感じたところです。

今回の事業に関しましては、調査・実証を通じて、小ロットの県産食材であっても持続的に流通できる仕組みを構築し、生産者の所得向上につなげるとともに、食文化の魅力発信、さらには、先ほどお話のありました県内の観光分野における消費の拡大にも、力強く取り組んでいただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。引き続き、よろしく願いいたします。

（「おいしい未来へ やまなし」推進事業費について）

久嶋委員

課別説明書、農14ページの「おいしい未来へ やまなし」推進事業費のうち、1のブランド強化プロモーション事業費について伺います。

本県の魅力ある県産農畜水産物のブランド価値を一層高め、消費拡大を図るためには、継続的な情報発信や効果的なプロモーションを実施していくことが必要です。そこで、本事業について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

まず、このブランド強化プロモーション事業費の目的について伺います。

柳澤販売・輸出支援課長

県では、品質の高さだけではなく、農業分野の脱炭素の取組など、いわゆるおいしさの先を行く県産農畜水産物の魅力を、令和3年度から「おいしい未来へ やまなし」をキャッチフレーズに、ブランドプロモーションを展開しているところでございます。さらに、昨年度は、上質な美酒・美食体験を組み合わせた発信にも取り組んでいるところでございます。

本事業は、このブランドを美酒・美食のイメージとともに消費者に広くお伝えしていくことで、ブランド価値の向上と県産農畜水産物の利用促進を図り、農家所得の向上につなげることを目的としております。

久嶋委員

「おいしい未来へ やまなし」のキャッチフレーズを、美酒・美食のイメージとともに消費者へ訴求し、ブランド価値の向上を図るとのことですが、具体的な取組内容について教えてください。

柳澤販売・輸出支援課長

まず、ブランド価値を高めるため、ウェブサイトでの情報発信を強化し、美酒・美食に関心の高い消費者層に向け、県産食材の魅力と美酒・美食体験を組み合わせたコンテンツの充実を図ってまいります。

また、県オリジナル品種の桃、夢桃香などの特集ページを作成いたしまして、品種特性などを発信するとともに、現在創設を進めております桃ソムリエやJAグループ等と連携し、県産桃の付加価値の向上に向けた取組を一層推進してまいります。

さらに、東京ビッグサイトで開催されます国産見本市、FOODEX JAPANへの出展を通じて、県ブランド魚、富士の介とワイン、チーズ等を組み合わせたプロモーションを展開し、県産食材の質の高さを国内外に発信してまいります。

加えて、飲食店等と生産者のマッチングの推進や、宿泊施設への県産品フェアの実施の支援など多角的な取組によりまして、県産農畜水産物のブランド価値の向上と販路拡大の実現に着実に取り組んでいくこととしております。

久嶋委員

東京ビッグサイトでの開催を、とても楽しみにしております。

次に、この事業を実施することで、どのような効果が期待できるのか伺います。

柳澤販売・輸出支援課長

本事業で、県産農畜水産物の高い品質に加えて、生産者の技術や品質管理へ

のこだわりを分かりやすく発信することで、県産品への理解と関心が高まり、ブランド価値の向上と県産食材の利活用の推進につながるものと考えております。

あわせて、美酒・美食体験と連動したプロモーションを展開し、県産食材の魅力を実際に味わっていただく体験を通じて、消費者に強く印象づけることで、継続的な購入や県産品のファン層の拡大につながることを期待しております。

久嶋委員 本事業は、県産農畜水産物のブランド力を高めていく上で非常に重要な取組であると認識しております。これらの取組が着実に進むことで、県産品の魅力がさらに広く発信され、販路の拡大につながり、最終的には、農業者の皆様所得向上へ確実に結びついていくものと強く期待をして、以上で質問を終わります。

（やまなしカーボンフリー農業モデル事業費について）

伊藤委員 課別説明書の農23ページ、やまなしカーボンフリー農業モデル事業について質問させていただきます。

まず、私の地元であります甲斐市は、バイオマス産業都市や脱炭素先行地域に選ばれており、実際に双葉では木質バイオマスが稼働しており、その排熱を農業に活用できなかつたという取組が進められておりますが、実用化にはまだ課題も多く、私としても何とか成果につながってほしいと、注目しているところでございます。

また、知事は、昨年12月議会において、カーボンフリー農業の取組について、単に技術検証にとどまらず、燃油価格の高騰や国際情勢の影響を受けにくいエネルギー自給型農業を実現するための挑戦であるとも述べられております。

私どもは、本年度、果樹試験場で開始された2つの実証実験に見学させていただきました。農業分野における脱炭素の実現に向けた有望な技術であると実感したところであります。そこで、まず、今年度の実施状況についてお伺いいたします。

手塚農業技術課長 時系列で説明申し上げます。

まず、括弧2の有機薄膜関連につきましては、昨年7月に果樹試験場のブドウ簡易雨除け施設に太陽電池を設置し、9月まで実証を行いました。また、LED補光も実施しており、サンシャインレッドの着色に与える効果を確認したところ、着色が向上する傾向が見られたと捉えております。

括弧1の水素加温機につきましては、2月9日に知事による点火を行い、現在、順調に稼働しております。現在は、シャインマスカットが芽吹き始めており、ハウス内で葉が3枚ほど広がっている状況でございます。

伊藤委員 私自身、実際に見学させていただき、本当に夢のある取組だと感じております。

それでは、令和8年度にはどのような取組を行っていく予定なのか、お伺いします。

手塚農業技術課長 令和8年度は、本年度の実証の結果を踏まえ、技術の有効性や実用性に向けた課題を明らかにすることを目的として、引き続き実証試験を継続してまいります。

具体的には、有機薄膜太陽電池の実証につきましては、電池の発電量やコスト、耐久性、さらにはCO₂削減量などを算出するとともに、光を通した下のブドウの生育に与える影響について検証していきます。あわせて、LED補光を重ねて行い、令和8年度の気候条件の下で、どのように着色されていくのか確認してまいります。

また、水素加温機につきましては、ハウス内温度の調節の様子、年間の水素燃料の使用量やコスト、CO₂削減量を把握するとともに、ブドウの生育への影響についても検証していきたいと思っております。

伊藤委員 今年度の実施状況、また新たな取組が始まっている状況についてよく分かりました。最後に、これらの実証を踏まえた今後の見通しについてお伺いします。

手塚農業技術課長 将来的には、農家が畑や農業施設で電力を生み出し、その電力で水素を製造するとともに、ハウスの加温や農業機械などに利用するエネルギー自給型農業の実現を目指してまいりたいと考えております。

当面、この実証試験につきましては、令和9年度までの3か年を予定しており、この実証期間にどのような課題が出てくるかを整理してまいります。あわせて、特に重要となるコストの評価や採算性の検証についても、しっかりと行っていく考えでございます。また、メーカーにおいても、実証結果を踏まえた改良が進むものと考えており、そうした機器の改良や、最終的な出口となる商品化についても支援していきたいと考えております。さらに、地域で安定的に取組を進めていくため、JAを含めた関連機関と連携しながら、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

伊藤委員 私も見学させていただいた際に、水素を現在は米倉山から運んでいるというお話を伺いましたが、将来的には、産地において小型のP2Gシステム等が整備され、その場で水素を製造し、その場で利用できるようなになれば、本当に夢のある取組だと感じております。ぜひ、こうした取組が山梨のモデルとして確立されることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

（農地維持・資源向上活動支援事業費補助金について）

清水委員 農50ページの農地維持・資源向上活動支援事業費補助金、3億円余について、何点かお伺いします。

まず、この内容の説明に多面的機能の発揮と記載されていますが、内容のイメージが湧かないため、具体的にどのような内容を指しているか、まず説明をお願いいたします。

佐々木農村振興課長 この活動は、農地や水路、農道などを地域住民が共同で維持管理して、国土保全や水源涵養などの農業・農村の公益的機能を保つための取組のことを指します。具体的には、地域住民が共同で行う農地ののり面の草刈りや水路の泥上げなどの地域資源の保全管理活動になります。

清水委員 先ほど御説明のありました農地や水路等の地域資源の質的向上について、もう少し具体的に、どのような内容か御説明をお願いします。

佐々木農村振興課長 こちらの活動は、農道や水路などの補修を行い、施設の機能を適切に保つための取組になります。具体的には、水路のひび割れや農道の部分的な修繕などの軽微な補修、老朽化が進む水路などの補修・更新などの施設の長寿命化を図る取組などになります。

清水委員 農業においては、インフラをいかに継続して保守点検し、維持していくかが非常に難しい分野であると思います。その中で、先ほど御説明のありました多面的機能の発揮や質的向上に向けて、約3億円かけて取り組まれるということで非常に期待しておりますが、どのような体制で取り組もうとしているのか、御説明をお願いいたします。

佐々木農村振興課長 推進体制ですが、県土地改良事業団体連合会、市町村、農業団体などで構成する推進協議会を設置し、年度当初に行う全市町村向けの事業説明会、交流イベントでの県内外の優良事例などの紹介を通して推進を図っております。

清水委員 この補助金につきましては、申請して交付されるまでの手続が、従来から煩雑で複雑であり、負担が大きいという声をよく聞いております。そこで、こうした事務作業の効率化について、今後どのように健全化していこうとしているのか、御説明をお願いいたします。

佐々木農村振興課長 事務の効率化につきましては、実際に活動を行っている組織において、活動記録や報告書の作成などが必要となりますが、パソコン等の機器の操作に不慣れな組織もあるという実情がございますので、現在、こうした事務作業について、外部団体へ委託を進めております。また、市町村や団体におきましても、書類による確認に加え、現地確認作業が必要となっております。

現在、国と連携しながら実証を進めているところであり、今後は、衛星画像などを活用した現地確認を導入することにより、事務の省力化や効率化につなげてまいりたいと考えております。

清水委員 県内の農村には、果樹地帯などさまざまな地理的特徴や多様性がありますが、この事業におけるメインエリア、中心的に取り組まれている地域は、どのあたりになるのでしょうか。

佐々木農村振興課長 取組面積や組織の数で見ますと、北杜市が最も多い状況です。また、農地面積に対する取組面積率で見ますと、南アルプス市、北杜市、甲州市、富士川町において取組が多くなっており、水田地域、畑作地域といった形態の違いによらず、幅広い地域で取組が行われている状況でございます。

清水委員 北杜市が最も積極的に取り組まれているということですが、こうした非常に重要な事業を県内全体に横展開していくことが、農業技術の向上や、農業生産物の付加価値向上につながっていくものと思っております。そこで、本事業を山梨県全体に横展開していくために、今後どのように進めていこうとしているのでしょうか。

佐々木農村振興課長 まず、地区活動を維持するために、県推進協議会が中心となり、地区内にとどまらず、地区外の方にも保全活動に参加していただけるような仕組みづくりを進めているところです。

また、本事業は組立てが複雑であるということに加え、先ほどもお話のありましたとおり、事務が煩雑であるという課題がございます。こうした中で、取組地域を広げていくためには、市町村担当者に制度の内容を理解していただくことが欠かせない状況でございます。そのため、事業説明会に加え、県と推進協議会が一体となって、個別に市町村へ出向き働きかけ、制度の理解を深めてもらう活動などを通して、取組地域を広げていきたいと考えております。

清水委員 ぜひ、今後とも積極的にお願いしたいと思えます。

それから、これは要望になりますが、従来から農業の生産性向上は大きなテーマとして取り組まれてきているものの、山梨県の農業の生産性は現状どうなっているのかと問われた際に、それを示す指標や見える化が十分に整理されていないように感じております。今回、約3億円をかけてこうした重要な事業に取り組まれることから、ぜひ事業を一つのモデルとして、今後、山梨県の農業・農村振興における指標管理について検討していただきたいと思えます。そうすることで、今後、どのように農業が高度化していくのかを、我々としても判断しやすくなると思えます。

（県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究事業費について）

それからもう一点、最初に中村委員が質問された小ロットについて、農3ページですが、少し別の切り口からお伺いしたいと思います。

私自身、小ロットというのは、マスプロダクションの向こう側にあるものだと思っておりますが、山梨県が想定している小ロットとは、具体的にどのようなものを指すのか、御説明いただけますか。

岩淵農政総務課長 小ロットにつきましては、明確な数量基準があるものではありませんが、市場流通にのせるには量がまとまりにくい、あるいは、計画的な出荷が難しい規模の生産物を総称して用いております。例えば、農家ごとに数キロから数十キロ単位でしか出荷できない野菜類や採取量の変動が大きい山菜、キノコ類のほか、チーズや有機農産物など、大量生産に適さない品目が典型例であります。

清水委員 ただいまのお話にもありましたが、通常のマスプロダクションの市場流通に比べて、量的な規模や出荷形態の違いがあるかと思っておりますが、その点についてももう少し具

体的に御説明いただけますか。

岩渕農政総務課長 小ロットの県産農産物につきましては、生産量が伸びない要因があります。まず、生産者の高齢化や後継不足により栽培面積を拡大しづらい構造的な課題があります。また、伝統野菜や地域作物の中には、栽培に手間を要するものの収穫期間が短いもの、病害虫に弱いものも多く、大規模生産に適さない特徴もあります。さらに、流通が読みにくく、十分な販路が確保できないことが増産の妨げとなっているものと考えております。

清水委員 先ほど、中村委員の質疑の中で、課題認識として需要と供給のミスマッチがあるという御説明がありました。現在、県内のこうした農産物が、小ロット、いわゆる小規模生産にとどまっている状況にあるわけですが、その背景にはどのような要因が考えられるか、御説明いただけますか。

岩渕農政総務課長 先ほどの答弁の繰り返しとなってしまいますが、背景、生産量が伸びない要因としては、まず生産者の高齢化や後継者不足という課題がございます。また、伝統野菜や地域作物の中には、栽培に手間を要し、収穫期間が短く病害虫に弱いものも多く、大規模生産に適さないという特性を持つものもございます。さらに、流通量が読みにくく、十分な販路を確保できないことが増産の妨げとなっている状況であると認識しております。

清水委員 このマル臨のテーマについて、この中に、県内での消費拡大を図ると記載されていますが、なぜ県内に限定しているのか、私は非常に疑問に感じています。勝負をかけるのであれば、県内か県外か、あるいは国内外といった枠にとられる必要はないのではないかと思います。そこで、まず県内の消費にターゲットを絞っている背景について、お聞かせください。

岩渕農政総務課長 委員御指摘のとおり、本県の特色ある食材は、国内外に発信できる潜在力を十分持っていると考えております。一方で、小ロットの食材は、生産量が不安定であり、長距離輸送や大量供給を前提とした県外や海外への流通には対応が難しいという現実があります。そこで、まずは県内の宿泊事業者や飲食事業者と連携し、山梨県を訪れる方々に、山梨ならではの食材として積極的に提供することにより、知名度を向上させることが先決と考えております。

清水委員 世の中には、オンリーワンや、ここだけでしか扱っていないものが数多くあります。それらを突き詰めていくと、行き着く先は小ロットである場合が多いと思います。どこにでもあるものではないからこそ、小ロットになるわけです。

今回のこの事業では、小ロットについて、どこかマイナスイメージで捉えているように感じますが、私は、小ロットだからこそ、もっと前向きに勝負をかけられるのではないかと考えています。中身が非常に高付加価値なものであれば、十分に競争できると思います。そうした考え方への転換が今後は必要ではないかと思いますが、小ロットだけか

らこそ勝負がかけやすいといった点について、今後どのように考えているのか、お聞かせください。

岩淵農政総務課長 小ロットであることは、一見すると弱みに見えますが、実際には多様性や個性、希少性といった大きな強みでもあります。宿泊事業者や飲食事業者の間では、画一的な大ロット食材よりも、地域ならではの少量で高価値の食材のニーズが高まりつつあります。本事業を通じまして、小ロットでも流通できる体制を整えることで、こうした食材を山梨ならではの食材としてブランド化し、商機の拡大につなげていくことが可能であると考えております。

今後は、今回の調査や実証の結果を踏まえながら、県産食材のブランド戦略とも連携し、付加価値の向上と販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

清水委員 オンリーワンという言葉は、やはり一番強い言葉ではないかと思えます。私自身も常々感じているのですが、山梨県は人口70何万人ということで、全国的に見れば小ロットの県だと思えます。そうした中で、山梨県がP2Gで世界に勝負かけたり、様々な分野で挑戦したりしているわけです。小ロットであっても勝負をかけるものがある、そういう県だと思っています。農業についても、同様の要素が多分にあるのではないかと思えます。だからこそ、それをいかに顕在化させていくかという点が重要であり、この事業の中で、そうした強みが見える形にして、次へつないでいただきたいと思えます。これは私からの要望ですので、答弁は結構ですが、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第21号 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※第43号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第9号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

（食料品消費税ゼロ税率化が小規模農家に与える影響について）

伊藤委員 現在、国では、物価高騰対策や消費者負担の軽減を目的として、食料品の消費税8%を、いわゆるゼロにするという検討がされている最中であると承知しております。この税制改正は、消費者にとっては一定の恩恵が期待される一方で、農業現場では収入構造の変化や資材コスト負担の増加など、経営に直接影響を及ぼす可能性が指摘されております。

私の地元の双葉では、ぎゅぎゅっとねぎを生産している若手農家の方から、現行制度の下で発生している益税の扱いや、ゼロ税率導入後の仕入税負担、資金繰りの懸念から、小規模農家ほど影響が大きいのではないか、あるいは、資材価格が上昇する中で経営が立ちいかなくなるのではないかといった、不安の声を伺っております。制度変更が農家経営に少なからず影響を与えるものと切実に感じておりました、このような地元の声を踏まえて、県の御見解を伺いたいと思います。

まず初めに、食料品に係る消費税8%が廃止されてゼロ税率となった場合、免税農家では、これまで販売代金に含まれていた益税が消失し、実質的に8%の減収につながるなどの報道もされております。これは、販売価格に上乗せされていた8%分が収入となっていた小規模農家にとって、手取りの減少につながる構造であると理解しております。県として、この益税消失の影響をどのように認識しているのか、お伺いをさせていただきます。

岩淵農政総務課長 まず前提として、消費税は国の税制であり、食料品に係る消費税の見直しにつきましても、今後、国において検討や議論が進められ、制度改正は国の判断に委ねられるべきものであることを御理解いただきたいと思います。

その上で、免税事業者である小規模農家は、販売価格に自動的に上乗せされていた消費税8%分を、納税義務がないため、収入として受け取ってきたものと承知をしております。ゼロ税率化に伴い、この益税が消失することで、実質的に8%の減収が生じ、資材価格の高騰なども重なり、小規模農家の経営に一定の影響が生じるものと認識しております。

県としては、国の制度設計の動向を注視しつつ、庁内で税務を所管する部署やJAなどの関係機関と連携し、相談体制の強化などの対応策について検討を進めてまいりたいと考えております。

伊藤委員

先ほどの答弁にもありましたが、益税の消失による実質的な減収に加え、資材高騰が続く中で、経営への影響は非常に深刻になると思っております。制度改正の影響が、農家の規模によって偏在することのないよう、国の議論段階から県として積極的に意見を届けていただきたいと思いますし、収入減対策については現場に確実に届くよう、きめ細やかな対応をお願いしたいと思っております。

また、食料品消費税ゼロ化後も、肥料や燃料、農薬などの仕入れには引き続き10%の消費税が課されることから、コスト負担や資金繰りの悪化が懸念されております。さらに、課税従事者においては、仕入れ時に支払った消費税の還付が行われるまで立替えが続くため、資金繰りを圧迫するとの指摘もされております。

こうした状況を踏まえると、農家にとっては、消費税廃止のメリットを上回り、むしろマイナスに働く可能もあると考えられますが、この点についての県の見解をお伺いします。

岩淵農政総務課長 委員御指摘のとおり、食料品消費税ゼロ化後も、生産資材には引き続き10%の消費税が課されるため、売上面では8%減少する一方で、仕入れ側の税負担は変わらず、実質的なコスト増につながるものと認識しております。また、課税事業者におきましては、仕入れ時に支払った消費税が還付されるまで一定の期間を要することから、立替金が増加し、資金繰りが悪化する可能性があるとの報道がされております。

県としては、国に対して、小規模農家の負担軽減策や、課税事業者の還付手続の簡素化など、必要な制度整備について、全国知事会などを通じて強く要望してまいります。

加えて、制度改正の影響を軽減するため、国の物価高騰対策事業の活用促進や、JAや金融機関と連携したつなぎ資金の確保、税務や経営に関する相談体制の充実などに努めてまいります。

伊藤委員

県では、農業基本計画のビジョンにおいて、生産者の所得向上の実現を掲げているものと承知しております。今回の消費税制度の見直しにより、とりわけ小規模農家を中心に所得減少が懸念されておりますが、この制度改正と、県の農業基本計画との整合性をどのように捉えているのか、お伺いさせていただきます。

岩淵農政総務課長 現行の農業基本計画では、農畜水産物のブランド価値向上や、生産基盤の強化を通じて生産者の所得向上と豊かさを実感できる持続的な農業・農村の創出を目指すべき姿として位置づけております。

消費税制度の見直しにより、一部農家の所得に影響が生じる可能性があることは認識をしておりますが、計画の着実な推進に向けて、生産・流通・販売の三位一体の高度化をはじめ、県が取り組むべき施策を一層強化してまいります。

あわせて、国の制度改正による不利益が最小限となるよう、国への要望や支援策の活用促進を行い、県の農業基本計画が目指す生産者の所得向上の実現に向けて、引き続き、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

伊藤委員

ぜひとも、地元の声をお伝えする意味も込めて、もう一度だけお伝えさせていただきます。

売上げ側の8%分の減収に加え、生産資材への10%の課税が継続することは、特に零細小規模農家にとって深刻な資金繰りの悪化につながる懸念があります。また、課税従事者における還付までの立替負担も、経営体力の弱い農家ほど影響が大きいと考えております。

県におかれましては、つなぎ資金の確保に向けた支援や相談体制の強化に加え、国の設計の段階から農業現場の実態が反映されるよう、国に対して強く働きかけを行っていただきたいと思います。

消費税制度の見直しは、農家経営に大きな影響を及ぼすものであり、現場に不安が広がることのないよう、国との連携に加え、県独自の対応についてもしっかりと御検討いただくことを強くお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 本委員会が1月22日に実施した県内調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以上

農政産業観光委員長 流石 恭史